十二　償還期限　平成二十二年九月二十一日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年六月二十一日

○財務省告示第二百三十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年七月七日
財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆七千百二十一億九千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千八百五十七億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆七千百八億二千六百四十八万三千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千八百五十五億八千八百五十三万二千七百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十二年六月二十八日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘一毛
十二　償還期限　平成二十二年九月二十七日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年六月二十八日

○厚生労働省告示第二百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。
平成二十二年七月七日
厚生労働大臣　長妻　昭

一　健康保険組合の名称　愛知自転車健康保険組合
二　事務所の所在地　愛知県名古屋市
三　設立事業所の名称及び所在地　株式会社荒井製作所　愛知県愛西市　外四十九事業所
四　認可の年月日　平成二十二年六月十八日

○厚生労働省告示第二百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。
平成二十二年七月七日

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
カテナ健康保険組合	システナ健康保険組合	平成二十二年七月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。
平成二十二年七月七日
厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
レナウングループ健康保険組合	主たる事務所	東京都品川区西五反田七丁目二十四番四号	東京都品川区西五反田八丁目八番二十号	平成二十二年五月二十二日
日生協健康保険組合	主たる事務所	東京都港区港南二丁目十二番三十二号	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一番二号	平成二十二年五月三十一日
ライフ健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目二番二号	東京都港区芝二丁目三十一番十九号	平成二十二年六月七日
日本イーライリリー健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目四番三十号	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目一番六号	平成二十二年六月二十一日
センコー健康保険組合	主たる事務所	宮崎県延岡市愛宕町二丁目一番五号	宮崎県延岡市天下町千百七十六番十三	平成二十二年七月一日

○農林水産省告示第千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年七月七日
農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村椛谷六六四の一、六六五、六六六、六六七の一、一一〇八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
柿木村椛谷六六五、六六六、六六七の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）